

# 山梨県議会議員の選挙区及び定数が変更されます。

山梨県議会議員の選挙区の区域(西八代郡・南巨摩郡)と甲州市選挙区の定数が変わります。

## 山梨県議会議員の定数

38 → 37

区域が変更される選挙区

西八代郡選挙区 1人

南巨摩郡選挙区 2人

西八代郡・南巨摩郡  
選挙区 3人

定数が変更される選挙区

甲州市選挙区  
2人

1人減少

甲州市選挙区  
1人

改正前



改正後



適用は

この改正は、平成29年12月8日に公布され、次に行われる一般選挙から適用し、それまでに行われる再選挙・補欠選挙については従前通りの選挙区・定数となります。